同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣宮沢洋一帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上一月二十五日）

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事）判事　小林　久起

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（一月二十六日）

内閣府

環境大臣	望	月	義夫
総務大臣	山本	早苗	（高市　早苗）
法務大臣	上川	陽子	
財務大臣	麻生	太郎	
文部科学大臣	下村	博文	
厚生労働大臣	塩崎	恭久	
農林水産大臣	西川	公也	
経済産業大臣	宮沢	洋一	
国土交通大臣	太田	昭宏	
防衛大臣	中谷	元	
内閣官房長官	菅	義偉	
内閣府特命担当大臣（国家公安委員会委員長）	小川	榮一	（山谷　えり子）
内閣府特命担当大臣	甘利	明	一月二十三日　俊一

公害対策会議委員に任命する（各通）（一月二十日）

秋池	玲子	岩原	紳作
沖野	眞已	川島	千裕
神作	裕之	黒沼	悦郎
佐々木	百合子	洲崎	博史
田邊	栄一	永沢	裕美子
福田	慎一	家森	信善

金融審議会委員に任命する（各通）（一月二十五日）

大崎	貞和		
川本	洋一		
河野	栄子		
田島	優子		
原	喜美枝		

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、サウジアラビア国二聖モスクの守護者アブドッラー・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード国王崩御につき、一月二十三日同国二聖モスクの守護者サルマン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード国王へ御弔電を発せられた。

官報号外

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年１月28日

関東地方整備局長　越智　繁雄

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	春日部市八丁目字前337番１地先から同市小渕字前田84番２までの上下線
一般国道	４号	春日部市小渕字前田84番２から同市小渕字前田86番１までの下り線
一般国道	４号	幸手市大字上高野字菩薩前1277番１から同市南一丁目706番までの上下線
一般国道	20号	八王子市高尾町1585番４から同市高尾町1824番１までの上下線

北陸地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年一月六日に、信濃川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十七年一月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）並びに東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年１月28日

東北運輸局長　永松　健次

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「241,400円」を「242,400円」に、「224,950円」を「225,950円」に「182,100円」を「183,200円」に、「172,950円」を「174,050円」に改め、同項(1)の表独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）の項の次に次のように加える。

独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	６月

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「237,300円」を「238,300円」に、「176,500円」を「177,250円」に改める。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「194,000円」を「196,200円」に改める。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「194,200円」を「194,800円」に、「180,500円」を「181,100円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年２月27日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年１月28日

九州運輸局長　竹田　浩三

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,850円」を「184,750円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

２．九州海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「237,740円」を「238,750円」に、「170,100円」を「171,110円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

３．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「基づき」を「基づき、」に改め、「指定漁業を定める政令」の下に「（昭和38年政令第６号）」を加える。

第３項中「見習」を「見習い」に、「船員は」を「船員は、」に改める。

第５項中「179,500円」を「180,000円（月払いとする。）」に、「ただし、月払いとする。ここで、」を「この場合において、」に改める。

第６項(4)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

４．九州漁業（大中型まき網）最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「基づき」を「基づき、」に、「指定漁業を定める政令第１項第６号」を「指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第４号」に改める。

第３項中「見習」を「見習い」に、「船員は」を「船員は、」に改める。

第５項中「182,550円」を「184,550円（月払いとする。）」に、「169,100円」を「171,100円」に、「ただし、月払いとする。ここで、」を「この場合において、」に改める。

第６項(4)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

附　則

この公示は、平成27年２月27日から効力を生ずる。